

特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市契約事務処理要綱の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の締結する契約のうち、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用されるものをいう。）及び中小企業者参加奨励契約（本市の締結する契約のうち特例政令第5条第2項の規定により欧州連合等の供給者の入札参加を認めないものをいう。）に関し、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号。以下「特例契約規則」という。）に定めるもののほか、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。以下「契約事務処理要綱」という。）の特例を設けるものとする。

(一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示の方法等)

第2条 特例契約規則第3条第2項又は第3項の規定による特定調達契約等名簿の作成に係る契約事務処理要綱第3条第1項の規定の適用については、同項中「掲示その他の方法により」とあるのは、「インターネットを利用して」とする。

2 特例契約規則第3条第2項又は第3項の規定による特定調達契約等名簿の作成に係る資格審査のための申請の受付期間については、契約事務処理要綱第3条第2項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る入札公告で定めるものとする。

(一般競争入札の執行において公告する事項)

第3条 特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における契約事務処理要綱第16条の規定の適用については、同条中「契約規則第6条第1項各号に掲げる事項、」とあるのは、「契約規則第6条第1項各号並びに特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号）第6条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項、」とする。

(印章を保有していない外国会社の取扱い)

第4条 特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、印章を保有していない外国会社に係る契約事務処理要綱第18条第1項、第27条第1項及び第43条の規定の特例については、市長が別に定める。

(中小企業者参加奨励契約への準用)

第5条 第2条及び第3条の規定は、中小企業者参加奨励契約を締結する場合において準用する。この場合において、第3条中「契約規則第6条第1項各号並びに特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則(令和元年高松市規則第12号)第6条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項」とあるのは、「契約規則第6条第1項各号並びに特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則(令和元年高松市規則第12号)第6条第1項各号(第5号を除く。)及び同条第2項各号に掲げる事項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第5条第2項の規定により欧州連合等の供給者の入札参加を認めないこととした旨」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この庁達は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この庁達は、令和3年1月18日から施行する。
- 2 改正後の特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市契約事務処理要綱の特例に関する要綱の規定は、この庁達の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。